

平成 28 年度 福井県と福井県土木施工管理技士会との意見交換会

日 時 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 14 : 00 ~

場 所 武生商工会議所

提 案 事 項	対 応 策
<p>1 設計・積算、単価等に関する事項について</p> <p>①特殊な構造における鉄筋の組立てについて (福井)</p> <p>設計図書では、鉄筋は型枠や均しコンクリート、躯体上面から“かぶり”を確保して設置するように示されていて、モルタル製やコンクリート製のスペーサを用いて“かぶり寸法”を確保しています。しかし、直接地盤上に設置するトンネル底版の補強鉄筋や、高さの大きい構造の上層配筋等においては、支持または固定することは容易ではなく相当の費用を要しています。</p> <p>これらの特殊な構造の場合、設計段階から実施可能な構造部材を計上しその費用を積上げ加算するか、発注後に別途協議に応じるなど、施工業者負担で終わらないよう、改善を図って頂きたい。</p> <p>②フライアッシュコンクリートについて (福井)</p> <p>フライアッシュコンクリート使用のモデル工事において、フライアッシュと高炉は同価格とされています。しかし、実際はフライアッシュコンクリートの方が 1,000 円/m³ 程度も割高となっています。</p> <p>現況調査を行うなど現状を把握したうえで、適正な価格を反映して頂きたい。</p>	<p>①鉄筋工の積算にあたっては、市場単価を採用しており、その積算条件としては、「結束線、スペーサーなどの副資材を含む」となっている。鉄筋の架台が必要な場合は、架台の製作費や組立費は別途考慮する必要があると書いてあるので、現場状況に応じて監督職員と協議して頂きたい。</p> <p>②フライアッシュコンクリートのモデル工事についてであるが、生コンプラントの方に協力頂いて、高炉と同単価で出荷してもらおうという事で、5 年程前から実施している。実際の価格の違いについては、プラントの方に確認していきたい。今後このような事があればご一報頂きたい。フライアッシュの品質については、高炉と同等以上であるという事も確認されており、今の基準としては高炉による設計であるが、機会があればフライアッシュの使用も検討して頂きたい。</p>

③ダンプトラックの積載量について（福井）

10 tダンプトラックの場合、土砂積載量を 5.5 m³としています。しかし、市場のダンプトラックは 9 t、すなわち 5.0 m³の積載も出来ない車両が大半であると言えます。

過積載防止に繋がることにもなりますので、実態を調査し、適正な規格となるようお願いします。

④建設廃棄物処理場の選定について（鳶組合）

建設廃棄物の処理場を選定する際、処理価格や現場からの運搬距離などを勘案して選定していると思いますが、処理場によっては処理能力不足、保管ヤード不足、処理後の販売先の条件が整っていないなど、受け入れできない処理場があり、搬出先に苦慮しています。

処理場の選定に当たっては、これらの諸条件についても確認したうえで選定されるようお願いします。

2 工事の施工に関する事項について

①マスコンクリートの温度ひび割れ対策について（丹南/武生）

マスコンクリートの温度ひび割れについては、コンクリート示方書に「設計段階で温度ひび割れに関する照査を施工実績あるいは温度応力解析によって行い、ひび割れを抑制する材料、配合、施工方法を選定すること」とあります。しかし、このひび割れ防止・抑制等については、設計段階で照査が十分行われているかが不明であり、施工業者側で検討、対策を行っているのが現状です。

③積算にあたっては、10 tダンプ 1 台当たりという積算ではなく、運搬土砂 1 m³当たりで積算している。その単価については、国交省と同様に実勢価格が反映されているものを使用している。県の共通仕様書でも、過積載の防止を謳っている。現場の施工時、検査時にも確認しているが、受注者の方も今後、過積載の防止に努めて頂きたい。

④実際、このような事がよくあるのかという事は把握していないので、あるようでしたらまた教えて頂きたい。

処分する時の積算という事で回答すると、アスファルトやコンクリート殻の処分については、県内の産業廃棄物処理業の許可を有している業者の中から経済比較をして、積算に反映している。

処理場の処理能力状況については、いろんな工事の搬出時期にもよるので、発注時点での把握は困難であるが、実際搬出できない事によって工事の工程に影響が生じるなど、当初の想定と大きく異なる場合は変更協議の対象とすると考えるので、監督職員と協議して頂きたい。

①発注者としては設計段階において、これまでの施工実績に基づいて水セメント比の制限を設けたり、フライアッシュセメントを使用する等対策を行っている。実際の施工時においては、共通仕様書やコンクリート示方書を注視頂き、現場の状況に応じた施工方法に反映して施工を進めて頂きたい。その際に必要な経費については、監督職員と協議して頂きたい。

温度応力解析などは、ひび割れ防止・抑制の明確な根拠となりますが、解析に伴う費用、また、解析結果に基づく対策費用、その労力など、施工者側へ大きな負担を強いられています。

品質の良い構造物を構築するため、発注者および施工者それぞれが一体となって取り組み、進めて行けるよう改善をお願いしたい。

②近接工事の調整について（福井）

近接工事の場合、2つの工事を同時に施工できるものとするため、諸経費が減額調整されることとなります。しかし、発注が別々の工事であることには変わりなく、実際において、各資料作成、段階確認、中間検査、完成検査など、それぞれの工事における資料作成・現地対応等が必要となり、請負者としてはそれほど経費の縮減となっていないのが事実です。

そこで、項目ごとに精査していただき、減額するものを細分化するなど、減額幅を縮小していただく方向での改善をお願いしたい。

また、同じ工事の分割発注などが近接工事となった場合、改めて追加工事という形で1つの工事に変更、組み換えする（書類等を1本化する）ことも提案したい。

③情報共有システムの運用について（丹南/今立）

現在、3,000万円以上の工事について情報共有システムの運用が行われており、「工事帳票の処理の迅速化・整理作業の軽減」、「検査準備作業の軽減」、「情報共有の迅速化」、「日程調整の効率化」など、受発注者間のコミュニケーションがスムーズ化されるとともに、建設生産システムの生産性向上に繋がってきています。

②近接工事の場合の積算基準の話になるが、品質管理基準に記載されている項目に要する費用、出来形の測量については、諸経費の共通仮設費の率に含まれて積算されている。近接工事の間接費の調整については、共通仮設費ではなく、現場管理費と一般管理費を調整する形になるので資料作成費や現地対応に要する費用は適切に計上していると考えている。

書類の一本化については、発注工事ごとの検査が義務付けられているので、困難になるが、段階確認や完成検査、現場立ち合いについては一本化した方が良い効率になるので、十分協議して頂きたい。

③情報共有システムについては、品確法が改正された主旨を踏まえ、一昨年の10月から運用開始したところである。システムを利用するにあたっては、電子対象となる書類を受発注者で協議し、電子で扱う書類は原則、紙で提出しないこととしている。システムの運用、操作については、今年度、受発注者向けのパソコンを用いた研修を12回行っているところである。来年度も同回数程度実施する予定な

しかし、当システムを利用すべき場面であっても、紙ベースでのやりとりが行われているのも現実であり、発注者・受注者双方に言えますが、更に当システム運用の知識の深化を図る必要があると考えます。

講習会・説明会などについては数多く実施して頂き、特に、具体的な実技を伴った研修を実施するなど、当システムがスムーズに運用できるよう対策を講じて頂きたい。

3 工事検査に関する事項について

①書類の簡素化について（福井・丹南/武生）

(1) 情報共有システムの活用について（福井）

情報共有システムの実施工事において、完成検査時に紙ベースでの提出を求められました。また、当システムの利用において、監督職員がよく把握していないためか時間を費やしたケースがありました。

当システムの利用に当たっては、発注者においても内容を良く認識・把握して頂き、特に検査時などの書類については、迅速化・簡素化を図り、当システムが十分活かされるよう対応をお願いしたい。

(2) 検査書類の簡素化について（丹南/武生）

情報共有システムにより実施している工事においては、完成検査時に紙ベースでの提出はしないものと認識しています。しかし、検査時の提出書類について、電子データと紙ベースで提出するように指示され、同じものを2種類整理することとなりました。

検査時の提出書類については、なお一層の簡素化をお願いしたい。

ので、ぜひご参加頂きたい。

①

(1) 情報共有システムについては、運用ガイドライン(案)福井県版の中では対象工事の書面検査における書類の内、紙媒体での提出が必須となっているものについては、施工計画書、工事写真のダイジェストの二点、他に、紙媒体で提出をされた書類やシステムでやり取りをしていない書類。と、ある。また、紙で出力して受検する資料がある場合は、監督職員と協議をする。と、なっている。なお、工事検査課の検査の復命に必要な、(例えば)出来形管理基準一覧表や品質管理一覧表、数量総括表等、最低限の書類については紙媒体での提出もお願いしている。これらの検査復命の書類については昨年ご提案頂いた、書類の簡素化および減量についてでご回答させていただきましたように、一昨年夏頃から大幅に減量している。今回ご提案頂きました事については、会議や研修会等を通じて情報共有システムの内容を監督職員に周知するとともに、検査復命書類の更なる減量化についても検討していきたいと考えている。

②優良工事の表彰制度について（丹南/今立）

優良工事等事業者表彰の募集要項（表彰対象者）において、平成28年度より『前年度および前々年度受賞者の工事等の総評点については、受賞した工事等の総評点を超えていること。なお、工事における入札公告の「建設工事の種類」が受賞した工事と異なる場合はこの限りでない。』という項目が追加されました。

これは連続受賞を回避する意味も考えられますが、連続受賞を狙うような優秀な事業者がこの項目により応募すらできないことが生じることがあります。応募はどの事業者に対しても平等であるべきであり、入り口で縛ることについては不公平感を抱くことになりまますので修正して頂きたい。

4 入札・契約、発注に関する事項について

①優良工事の加点評価について（丹南/丹生）

日頃より技術の向上や工事成績のアップに努力しているところですが、舗装工事、法面工事については総合評価落札方式において、企業の技術力の評価項目に優良工事表彰、また、配置予定技術者の技術力の評価項目に優良工事表彰受賞経験の加点評価はありません。

土木一式工事等と同様、舗装工事、法面工事についても優良企業、優良技術者の加点評価をお願いしたい。

②福井県の優良工事等事業者表彰については、県が発注する工事の施工および設計業務について、優秀な成績を修めた事業者の功績を称えるとともに建設技術の向上と事業者の育成を図る事を目的にしているものである。この度の制度の改定にあたりましては、優良工事表彰を受けた事業者には受賞された工事より更なる品質の向上を目指して頂くとともに、これまで受賞されていない事業者にも新たな受賞を目指して頂くために、学識経験者等の方々のご意見を踏まえながら改定を行ったものである。この改正に伴って建設業界全体の技術力の向上、更なる発展に繋がると考えておりますのでご理解をお願いしたい。

ちなみに、26年度に受賞された事業者の方が28年度に受賞されたケースもありますので、決して連続受賞を回避するという事ではなく、業界全体の技術力の向上と事業者の育成を図る事を目的としている制度という事を踏まえご理解頂きたい。

①実際これまで法面処理工事、舗装工事については、優良工事表彰の申請および受賞の実績が比較的少なかったということがある。総合評価制度の配点を検討した時にそのような実状を鑑みてそれを加点項目にしなかったという事で、今の評価方式が成り立っている。近年、法面処理工事、舗装工事も成績が上がってきており、今後、総合評価方式における加点項目への追加を今後検討していきたいと考えている。ただ、いきなり追加という事は出来ないの、また追加する際には事前にお知らせをしていきたいと考えている。また、この意見が業界全体の意見なのか。という事を確認させて頂きたい。

② J V 構成員の実績評価について（丹南/武生）

入札時の競争参加資格に関する事項について、国交省では J V（甲型）の構成員であっても出資比率が 20%以上あれば、その工事を施工実績として評価できます。一方、福井県においては、J V は代表企業のみが施工実績としての評価項目となり、前述の構成員に対する評価はありません。

今後、工事も大型化し J V で協力し合う機会が多くなることも考えられます。福井県においても国交省同様、構成員についても一定の評価を行っていく方向で改善をお願いしたい。

< 補足 >

実際、国交省では実績があるとして応札に入っているのですが、更に総合評価の点数の配分の中で条件を付ける等、県の方でも検討して頂けないか。構成員は認められないというのは不公平なのではないか。

③ 建設業種の統一について（丹南/今立）

福井県では、工事内容により業種を「とび・土工・コンクリート工事」で発注される場合があります。一方、国交省においては、上記業種での発注はなく「土木一式」工事で発注されていると思われます。

つきましては、経審における「土木一式」工事の完成工事高の算定において「業種間算入加算」の選択が容易となるよう、発注時の業種については、国土交通省と統一を図っていただくようお願いしたい。

② 県の入札参加資格については、少しでも入口を広げる為に平成 25 年度から、出資率 20%以上の J V 構成員についても参加資格があるという改定をしている。その際、総合評価の加点についても一緒に検討させて頂いた事はある。ただ、その時、実際の J V 構成員の出資割合全てで、その工事に関わっている部分が不明確な部分があるという事で、総合評価についてはあくまでも加点評価という形になるので、不明確な部分の評価をしなかったというのが今の流れとなっている。その時に、国交省、他府県にも J V 構成員への加点をしている、していないという事を調査し、把握はさせてもらっているが、25 年度に入札参加の入口を広げた際にはそこまでの土台が整っていなかったという状態になっている。これについては、まだ検討を進めていかなければいけない。ただ、実際そこで加点をされるといふ事になると親と子の割合等、色々な問題が出てくるので、もう少し時間をかけて検討していかなければならない。

③ 経審について、工事の完成工事高において算定する場合においては、土木事務所の発注工事をそのまま積み上げるのではなく、工事内容等によって積み上げる業種を考えて経審上申請をしていただく事となっている。二重申請が無いようにその工事が実際どこの出来高にあたるのかという事を考えて申請して頂ければいいという事で、土木事務所が「とび・土工・コンクリート」で発注したから、「とび・土工・コンクリート」で積み上げなくてはならないという話ではない。そのため、要望で言われている「～の選択が容易となるよう」とはならない。
次に、国と県の発注時の業種を統一してほしいという事であるが、実際、国と県の発注では規模的なものが違う。福井県の「土木一式」

④入札参加資格の優遇措置について（丹南/今立）

現在、福井県土木部の道路除雪に協力していますが、主たる営業所の所在地がその管内でないため当該地域の入札には参加できません。

このため、主たる営業所の所在地以外の地域で除雪協力をしている業者については、特例としてその地域の入札に参加できるなど、優遇措置を設けていただきたい。

（優遇措置の例）

- ①除雪協力をしている地域（管内）での入札参加資格を付与
- ②総合評価入札時において地域精通度を管内業者並に加点
- ③検査時の地域貢献に対する評価点を加点

<追加提案>

- ①入札公告公表時に、現場据付時期を明確にしてほしい。

は基本的に「とび・土工・コンクリート」を含むある程度の工事が混ざったものを「土木一式」で発注している。「とび・土工・コンクリート」は主が「とび・土工・コンクリート」の範疇で発注しているため、国の「土木一式工事」の総合企画調整とは異なっている。また、国の方であれば、発注業種が無いものもある。地域（県）としての考え方として発注業種というものを決めさせて頂いており、その中で実際の工事発注にあたりどの業種が適当かを判断しておりますので、これを合わせるという事は困難かなと考えております。

- ④入札の参加については、県の考え方として、管内発注を主に入札をさせて頂いているというのが現状である。今、除雪という形で要望を挙げて頂いていると思うのですが、実際、災害協定であり、除雪であり、皆様に色々と管内の事でご協力頂いている。ただ、それを全て入札参加への優遇措置ができるかということ、違う問題があるのかなと考えている。これが皆様全体としての要望であれば、もう少し意見をまとめて頂いて要望として挙げて頂きたい。

- ①貴重なご意見ですので、持ち帰り検討していきたい。ただ、当県としては恐らく、いつから開始できる。という事を、公告文に記載するというのではなく、特記仕様書か何かに書かせて頂くような内

②社会性等の中で、現場見学会については発注者の主催した見学会については評価しない。と説明がありましたが、業者が地元の学校と打合せをし、生徒さんに建設現場を見て頂くという事を積極的にここ 2 年程すすめている。このような場合は評価できると聞いているが、一つの会社がいくつかの現場を見学してもらおうといった場合、見学した全ての現場を社会性等で提出すればよろしいのでしょうか。

③入札時に提出する、工事内訳書の様式が、奥越土木では決まっていません。農林については、配布資料の中にある様式でと謳っている。統一してほしいとは言いませんが、自由な様式にしていきたい。

容になると思う。いずれか対応できるように事業課とも協議していきたい。

②評価の考え方の中で、「実施状況報告書の説明資料に、実施内容が適切に説明され、効果内容が確認できること。」と書かせてもらっている。いくつかの現場を見学した場合、きちんと実施内容や効果内容を記載いただければ、内容を確認して評価できると考える。

③土木部は基本的に様式を決めていない。農林部に一度確認して、使いやすいものという方向で話をしたい。